

労災保険成立後の忘れがちな手続き

現在、労災保険に加入していても下記の場合は労災保険の新規成立や変更の手続きが必要です。該当するものがあれば必ずご連絡ください。

- ①代表者、社名、所在地等に変更がある場合
⇒変更の手続きが必要です。
- ②本社以外に新たな支店がある場合
⇒労災の適用事業所として登録が必要です。
- ③建設業等において現場作業ではなく、倉庫または事務所等での作業に従業員が行う場合
⇒現場労災だけでなく、事務所労災の新規成立が必要です。
工事現場の労災は使用できません。
- ④労災加入時と業種が異なる場合、新たな業種を始めた場合
⇒業種の変更または新規労災保険の成立が必要です。
業種変更に伴い、労災保険料率に変更になることもあります。